

堺市営住宅の入居資格審査に関する事務取扱要領

- 1 この要領は、堺市営住宅条例第5条及び堺市営住宅条例施行規則第2条に規定する市営住宅の入居申込みに係る入居資格審査についての必要な事項を定める。
- 2 堺市営住宅条例施行規則第2条第2項第6号で規定する市長が必要と認める書類については、別表に掲げる事由に応じてそれぞれ同表に定めるものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、入居資格審査について必要な事項は所管部長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

別表

事由	提出又は提示を求めることのできる書類	
堺市営住宅条例施行規則第2条の3で規定する裁量世帯の要件を満たすことの確認が必要な場合	第1号	—
	第2号イ	身体障害者手帳
	第2号ロ	精神障害者手帳
	第2号ハ	療育手帳
	第3号	戦傷病者手帳
	第4号	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書
	第5号	永住帰国者証明書
	第6号	ハンセン病療養所入所証明書
	第7号	—
	第8号	市長が特に必要があると認める書類
住民票で親族関係が確認できない場合	戸籍謄本	
障害者又は特別障害者の確認が必要な場合	身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、その他の証明書類	
寡婦又は寡夫の確認が必要な場合	戸籍謄本、その他の証明書類	
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書、その他の証明書類	